

國保の保険料は

どうして算出するか

去る六月二十日付広報(八四号)で『國民健康保険のしおり』を発行しましたので國民健康保険とはどんなものか大体おわかりになったことと思ひますが、今回は特に一番皆さんの関心が深いと思はれる保険料の算出方法について説明いたします。

本年度皆さんより納めていただく保険料の総計は一千百三十三万八千円で、そのうちの四〇% (四百四十五万五千二百円) を所得割、一〇% (百一十三万三千八百円) を資産割、三三% (三百八十九万八千三百円) を人員割、一五% (百六十七万五千円) を世帯割からそれぞれ徴収することになります。

なお保険料は税金と同じような取扱ひになつて居りまして、納税組合と同じく保険料納付組合(十人以上を単位)を組織された場合は、その組合の育成と奨励の意味で次の額が交付されます。

- ①納期限までに納入された告知書一枚につき 五円以内
- ②納期限までに納入された組合に対し納入額の 百分の二以内
- ③組合員一人につき年額 五〇円以内

いづれにしても税金と同じ

保険料の算出方法

●各世帯の保険料は次のような方法によりそれぞれ算出したものの合計でこれを年十回(今年は8月1日開始ですから八回)にわけて8月1日より毎月納入していただくこととなります。

所得割 = その世帯の総所得額 × 保険料率 $\left(\frac{11,138,000 \times 0.4}{\text{各世帯の所得額の合計額}} \right)$ 率は $\frac{1.39}{100}$ となる

資産割 = その世帯の固定資産税額 × 保険料率 $\left(\frac{11,138,000 \times 0.1}{\text{各世帯の固定資産税の合計額}} \right)$ 率は $\frac{5.96}{100}$

被保険者均等割 = $\frac{11,138,000 \times 0.35}{\text{全被保険者数}}$ (今年は200円となる)

世帯別平等割 = $\frac{11,138,000 \times 0.15}{\text{全世帯数}}$ (今年は380円となる)

保険料の算出例

●例1 (世帯員が全部國保の該当者である場合)

世帯員	職業	年令	國保の該当	市民税の総所得額	固定資産税	保険料の算出	
主人(世帯主)	商業	38	○	300,000	3,400	イ 所得割	$(300,000 - 90,000) \times \frac{1.39}{100} = 2,919$
妻	家事従事	35	○			ロ 資産割	$3,400 \times \frac{5.96}{100} = 203$
長男	中学生	14	○			ハ 被保険者均等割	$200 \times 6 = 1,200$
長女	中学生	12	○			ニ 世帯別平等割	$380 \times 1 = 380$
二男	小学生	10	○			合計(年額)	4,700
三男	小学生	8	○				(端数切捨)

●例2 (長男夫婦が社会保険に入つて居り國保の該当でない場合)

世帯員	職業	年令	國保の該当	市民税の総所得額	固定資産税	保険料の算出	
主人(世帯主)	農業	51	○	220,000	12,110	イ 所得割	$(220,000 - 90,000) \times \frac{1.39}{100} = 1,807$
長男	会社員	25	×	(200,000)			長男の所得は計算に入れない
長男の妻	家事従事	21	×			ロ 資産割	$12,110 \times \frac{5.96}{100} = 722$
二男	農業	22	○			ハ 被保険者均等割	$200 \times 3 = 600$
長女	高校生	17	○			ニ 世帯別平等割	$380 \times 1 = 380$
						合計(年額)	3,500 (端数切捨)

●例3 (妻のみが國保の該当である場合)

世帯員	職業	年令	國保の該当	市民税の総所得額	固定資産税	保険料の算出	
主人(世帯主)	公務員	35	×	250,000	0	イ 所得割	$(250,000 - 90,000) \times \frac{1}{5} \times \frac{1.39}{100} = 444$
妻	商業	33	○	150,000			$(150,000 - 90,000) \times \frac{1.39}{100} = 834$
長男	中学生	16	×			ロ 資産割	0
長女	小学生	12	×			ハ 被保険者均等割	$200 \times 1 = 200$
二男	小学生	9	×			ニ 世帯別平等割	$380 \times 1 = 380$
						合計(年額)	1,850 (端数切捨)

いものですから、できるだけ組合を結成されて助成金を受けられたのが得ということになります。(個々に納入される)

た場合は何ら助成はありません)たとえ組合員の中に滞納者があつても、その組合に対して

立替を要求したり、納入額の百分の二の助成を差止めることはありませんし又組合員として登録してある以上は年額

一人当りの五〇円は支給されますから、なるべく多くの人が組合に加入されることをおすすめします。

組合結成について疑問があらましたら御遠慮なく保険衛生課にお問合せ下さい。

アッ! サイレンだ おやすみなさい

夏休み中の児童、生徒の生活指導をするために本年も教育サイレン(おやすみサイレン)を次のとおり吹鳴します

期間 七月二十日から八月三十一日まで
吹鳴時刻 毎日午後九時
但し俊山地区のみ午後八時(いづれも一分間)

今月の納税メモ

固定資産税(含都市計畫税) 二期 七月三十一日迄